

坂監公表27第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので，その結果に関する報告を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表します。

平成27年11月26日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 吉 田 耕 一

(別紙)

平成27年度財政援助団体等監査の結果報告書

1. 坂出市観光協会の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

坂出市観光協会（以下「観光協会」という。）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに建設経済部産業課（以下「産業課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称及び金額

(1) 坂出市観光協会運営補助金	9,000,000円
(2) まち歩き観光事業補助金	1,000,000円
(3) 第14回香風園観月会運営補助金	900,000円
(4) プロモーション事業補助金	600,000円

2. 監査の実施期間

平成27年9月3日から平成27年10月26日まで

3. 実施した監査手続

観光協会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について観光協会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、産業課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 観光協会の概要

観光協会は、崇徳上皇ゆかりの地などの市内の文化観光資産をPRするとともに、平成26年4月1日に坂出市PR戦略係長としてデビューしたさかいでまろを活用した観光振興事業を展開している。

具体的には、①「観光情報発信事業」として、わがかがわ観光推進協議会及びさぬき瀬戸大橋広域観光協議会の事業への参加、SNSを活用した観光情報の提供、坂出市にゆかりある「六人の偉人」やさかいでまろの観光振興用グッズの製作・販売等、②「おもてなし事業」として、市内札所でのお遍路さんへのお接待、ミスさかいでの各イベントへの派遣、さかいでまろを活用した観光宣伝隊の実施、③「観光客誘客事業」として、まち歩き観光を通じた市民の郷

土に対する愛着と誇りを醸成するほか、市外の方へも「古のロマンのまち さかいで」の魅力を発信するため「トコトコさかいで」まちあるき観光の推進、観光ボランティアガイドの活動促進、坂出まちかど観光案内お旅所加盟促進事業、レンタサイクル事業、宿泊案内等、④「イベントの運営、協賛、協力」として、讃岐富士マウンテンウィーク、香風園観月会の開催をするとともに、本市のにぎわい創出のための各種イベントの協賛、後援、協力を行うとともに、⑤「観光案内所運営事業」として、JR坂出駅構内観光案内所・山のお旅所として白峰パークセンター・京町人工土地内の観光協会事務所で観光案内所運営を行うなど様々な事業を展開している。

2. 観光協会の監査の結果

観光協会の財政援助に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査執行過程において、比較的軽微な事項については、口頭等により善処するよう指導し記載を省略しているが、指摘及び善処を要する事項については監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後、指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

まず、観光協会の運営補助金とイベント等の事業補助金を市から別に支出しているが、そのため事業間での支出や収入という無駄な現金の動きや事務処理が生じるとともに、決算時の整理区分が明確でないことから速やかに改善すべき事項であり、補助金の整理統合等による適正化に努めるよう要望する。

また、観光協会業務での車の使用について、燃料費の負担はしているものの個人の車を利用しているとのことであり、業務上の移動手段として車の必要性も高く使用者責任の明確化等を図るためにも早急に観光協会として車を確保されるよう要望する。

3. 産業課の監査の結果

産業課における観光協会に対する補助金に係る事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査執行過程における指摘及び善処を要する事項について監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後、指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

まず、前述の補助金の整理統合等による適正化については、観光協会の会計事務の合理化等に補助主体として積極的に取り組まれるよう要望する。

また、観光協会の業務として、土日も営業している案内所や各種イベントの企画実施等の多種多様な業務を少ない人員で行っているため、事務局長はほと

んど休みが取れないというのが実情のようである。

坂出市として、観光のまちづくりを推進していく上で、観光協会がより主体性を持って各種事業やイベントの充実が行えるよう人員確保等に必要な補助金の増額に努められるよう要望する。

2. 公益社団法人坂出市シルバー人材センターの監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

公益社団法人坂出市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに健康福祉部ふくし課（以下「ふくし課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

財政援助の名称及び金額

(1) 坂出市シルバー人材センター交付金	9,500,000円
----------------------	------------

2. 監査の実施期間

平成27年9月3日から平成27年10月26日まで

3. 実施した監査手続

シルバー人材センターの上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、シルバー人材センターから提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、ふくし課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. シルバー人材センターの概要

シルバー人材センターは、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として昭和63年5月9日設立され、公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、平成24年4月1日公益社団法人として新たなスタートをきった。主な事業は、高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務を、確保・紹介事業等を提供することにより、「生きがい」「働きがい」を見つけ、活力ある社会を実現するために事業活動を展開している。

2. シルバー人材センターの監査の結果

シルバー人材センターの上記の交付金に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査執行過程における指摘及び善処を要する事項について監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後、指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する重要な組織であるが、企業等の定年延長による雇用体系の変化と高齢化による退会などが相まって、就労率は向上しているものの会員数は減少傾向にある。

シルバー人材センターの仕事は、草刈等の掃除などの室外作業がほとんどのイメージを持たれがちだが、調理や農業などの女性の就労拡大に今後努めていくとのことであり、女性会員の増加による就労場所の拡大や新たな就労機会の創出により、より安定した事業運営に努められるよう要望する。

なお、理事長等の報酬については、運営責任等があるにもかかわらず費用弁償のみで月額報酬が支給されていない実情があり、他市シルバー人材センターの中には、理事長等の月額報酬が支払われている事例もあり、理事長等の勤務実態や責任にふさわしい役員報酬を今後検討されるよう要望する。

3. ふくし課の監査の結果

ふくし課におけるシルバー人材センターに対する上記の交付金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。